

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月11日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第20号

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条中「指導」の後ろに「または支援」を加える。

第31条中「ついて」の後ろに「，年齢，発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより，当該母子それぞれの意見または意向」を加える。

第34条中「婦人相談所」を「里親支援センター，女性相談支援センター」に改める。

附 則

この条例は，令和6年4月1日から施行する。